

避難所運営マニュアル

「感染症対策編」

令和2年9月

士 帷 町

目 次

はじめに ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1

第1章 事前対策

1－1 住民が行う日頃からの準備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
1－2 感染症流行時に応じた町の防災備蓄 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
1－3 避難先の拡充の検討 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3

第2章 初動期の対応（避難所開設時）

2－1 状況に応じた居住スペースや専用スペースの確保 ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
2－2 事前受付 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
2－3 避難者の収容先の区分 ······ ······ ······ ······ ······ ······	4

第3章 展開期以降の対応

3－1 避難所内での感染症対策 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
3－2 感染の疑いがある方が発生した場合の対応 ······ ······ ······ ······ ······	5

様式1 受付時健康状態チェックリスト ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 6

様式2 避難者健康チェックシート ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 7

資料 避難所レイアウト例 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 8

令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について

はじめに

令和2年初頭から日本全国で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、第2波、第3波と全国各地で今もなお感染が発生しており、このような状況の中であっても地震や豪雨などの自然災害はときを選ばず発生する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染や接触感染とされていますが、閉鎖空間にて近距離で多くの人と会話する等の環境下では、咳等の症状が無くても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

今後、自然災害の発生などにより避難所の開設が必要な場合は、感染が常に想定され、避難者はもとより、避難所運営に携わるスタッフからも感染者を出さないようにするため、国や北海道等が示すガイドライン等を参考とし、避難所運営における感染症対策をまとめ、本マニュアルを作成しました。

避難所運営マニュアル本編とあわせて活用ください。

第1章 事前対策

1－1 住民が行う日頃からの準備

(1) 災害対策備蓄（例）

感染症流行に関わらず準備するもの

- ・ 最低3日間（推奨1週間）分の食料や飲料水（目安：1人1日3リットル）
- ・ 携帯トイレやトイレットペーパー等
- ・ 冬の災害に備えた電気毛布や冬用寝袋、ポータブルストーブ等
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）

感染症流行時に必要なもの（例）

- ・ マスク
- ・ 体温計
- ・ 石けん、消毒液、ウエットティッシュ等
- ・ 使い捨て手袋、ビニールエプロン等

(2) 避難方法

感染症流行時における避難所は、限られたスペースに多くの人々が集まるため3密のリスクが伴う。

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することであり、3密のリスクを回避した在宅避難（安全性を確認すること。）や、避難所以外（親戚や友人の家など）への避難も検討すること。

1－2 感染症流行時に対応する町の防災備蓄

(1) 資機材（例）

- ・ 非接触型体温計
- ・ パーテーション
- ・ 自動ラップ式トイレ
- ・ 停電時の別室での隔離を想定した発電機や照明器具
- ・ 換気後の温度低下に備えたジェットヒーター等の暖房器具

(2) 感染症流行時に対応する消耗品（例）

- ・ 避難者やスタッフが着用するマスク
- ・ 石けん、ペーパータオル
- ・ 手指用消毒液
- ・ 清掃用消毒液（漂白剤等）
- ・ 使い捨て手袋、防護服、フェイスシールド等

1－3 避難先の拡充の検討

感染症流行時には、通常よりも広いスペースが必要となるため、以下の対応を検討する。

- (1) 学校を避難所にしている場合は、体育館のほか、教室等の活用を検討する。
- (2) 指定避難所以外の公共施設の活用を検討する。
- (3) 要配慮者等の避難先として宿泊施設の活用を検討する。
- (4) 避難所内での感染リスクを避けた車中泊の発生に備え、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒にならない対策や、駐車場所等の確保を検討する。

第2章 初動期の対応（避難所開設時）

2-1 状況に応じた居住スペースや専用スペースの確保

- (1) 居住スペースでは、1人当たり 4m^2 を目安として区画し、隣り合う人との間隔を最低1m確保する。なお、パーテーションを使用する場合は、家族単位で1区画(4.4 m^2)に2人を目安として収容する。
- (2) 隔離のための専用スペースは別室を用意する。別室を用意できない場合は、居住スペースと出来るだけ離れた位置にパーテーション等でスペースを確保する。
- (3) 居住スペースと専用スペースの動線が交わらないよう完全に分離する。

2-2 事前受付

- (1) 避難者の健康状態を確認するため、避難所入口に事前受付を設置する。
 - ・テントを設営し、受付側の面には飛沫感染防止のビニールシート等を設置する。
 - ・体調を確認するスタッフは、マスク、手袋、防護服等を着用する。
 - ・手指消毒液を設置し、避難者に消毒を求める。
 - ・マスクを所持していない避難者にはマスクを配付し、着用を求める。
- (2) 体調の確認
 - ・非接触型の体温計で発熱の有無を確認するとともに、「受付時健康状態チェックリスト」(様式1) や問診で体調を確認する。
 - ・接触型の体温計を使用する場合は、使用の都度アルコール消毒液等で消毒する。

2-3 避難者の収容先の区分

事前受付の結果により、収容先を区分する。

(1) 健康状態が良好と判断された方

十分な間隔を空けながら居住スペースへ誘導する。

(2) 発熱や体調不良が見られ感染の疑いがある方

本人や濃厚接触者を含め、居住スペースの動線と交差しない経路を通って、専用スペースに誘導する。また、医療機関の受診について、災害対策本部を通じて保健所に確認する。

第3章 展開期以降の対応

3-1 避難所内での感染症対策

- (1) 全員マスクを着用する。
- (2) 外部からのウイルスの持込みを防ぐため、入口での体調確認を継続する。
- (3) 避難者やスタッフごとに「避難者健康チェックシート」(様式2)を作成し、医療班(第一班)の定期的(1日3回)な巡回により、健康状態を確認する。
また、体調不良を感じた場合には、速やかに申し出るよう声掛けする。
- (4) 可能な範囲で窓やドアを開放し、こまめに換気を行う。
- (5) ドアノブや手すりの消毒、床やトイレの清掃を定期的に行う。
- (6) トイレや洗面所などは、密集しないよう一度に利用する人数を制限する。
- (7) 食料等の物資の配付の際には、机の上に置いて受け取ってもらうなど、極力手渡しを避ける。
また、混雑を避けるため、グループの代表者へ順番での配付や、並ぶ際には間隔を空けるよう目印を設置する。
- (8) ポスター やチラシ、呼びかけにより避難所内での感染防止のための留意点を周知する。
- (9) 相談窓口を開設し、ストレス等に対するケアを実施する。

3-2 感染の疑いがある方が発生した場合の対応

- (1) 本人や濃厚接触者を含め、速やかに別室の専用スペースに隔離するとともに、医療機関の受診や他の避難者への対応、施設の消毒方法等について、災害対策本部と協議する。
- (2) トイレや洗面所等は専用のものを用意し、使用する場合は居住スペースの動線と交差しないよう移動する。
- (3) 食事や身の回りの世話の際には、マスク、防護服、手袋等を装着し、できるだけ限られた方で実施する。
- (4) 医療機関の受診後、陰性と診断された場合においては、体調回復まで専用スペースで経過観察する。

様式 1

受付時健康状態チェックリスト

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日：令和 年 月 日

避難所名	氏 名	年 齢

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状：）	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？（薬名：）	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にいますか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体 温	°C	受付者名	
滞在スペース・区画			

避難者健康チェックシート

氏名(ふりがな)	年齢

		／(月)	／(火)	／(水)	／(木)	／(金)	／(土)	／(日)
体温測定		朝 °C						
		昼 °C						
		夜 °C						
★ひとつでも該当すれば「はい」に○								
・息が荒くなつた（呼吸数が多くなつた）								
・急に息苦しくなつた								
・少し動くと息があがる								
・胸の痛みがある								
・横になれない・座らないと息ができない								
・肩で息をしたり、ゼーゼーする								
においや味を感じない								
せき・たん	せきやたんがひどい							
だるさ	全身のだるさがある							
吐き気	吐き気がある							
下痢	下痢がある							
★その他の症状がある								
・食欲がない								
・鼻水・鼻づまり・のどの痛み								
・頭痛・関節痛や筋肉痛								
・一日中気分がすぐれない								
・からだにぶつぶつ（発疹）が出ている								
・目が赤く、目やにが多いなど								
その他								
チェック欄								

府政防第 1262 号
消防災第 114 号
健感発 0610 第 1 号
令和 2 年 6 月 10 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公印省略)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第 2 版）について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）を発出したところです。

この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウトの例について示したところです。

この度、レイアウトの例について更に検討を進め、別添のとおりレイアウトの例を更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願ひいたします。

なお、この資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願ひいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人ととの兼用は不可。)

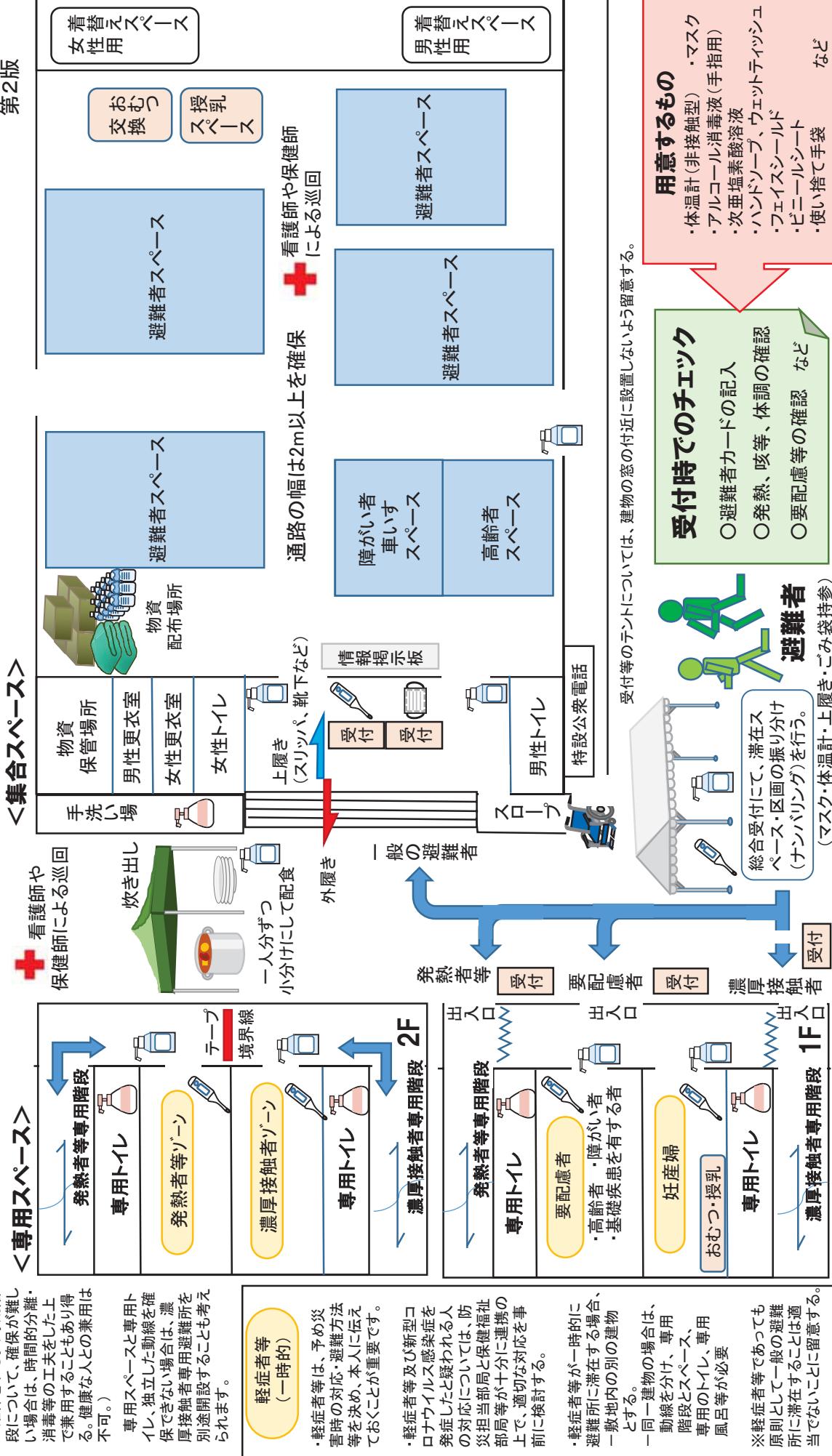
専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

・軽症者等(一時的)
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要です。
※軽症者等であっても原則として一般的の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

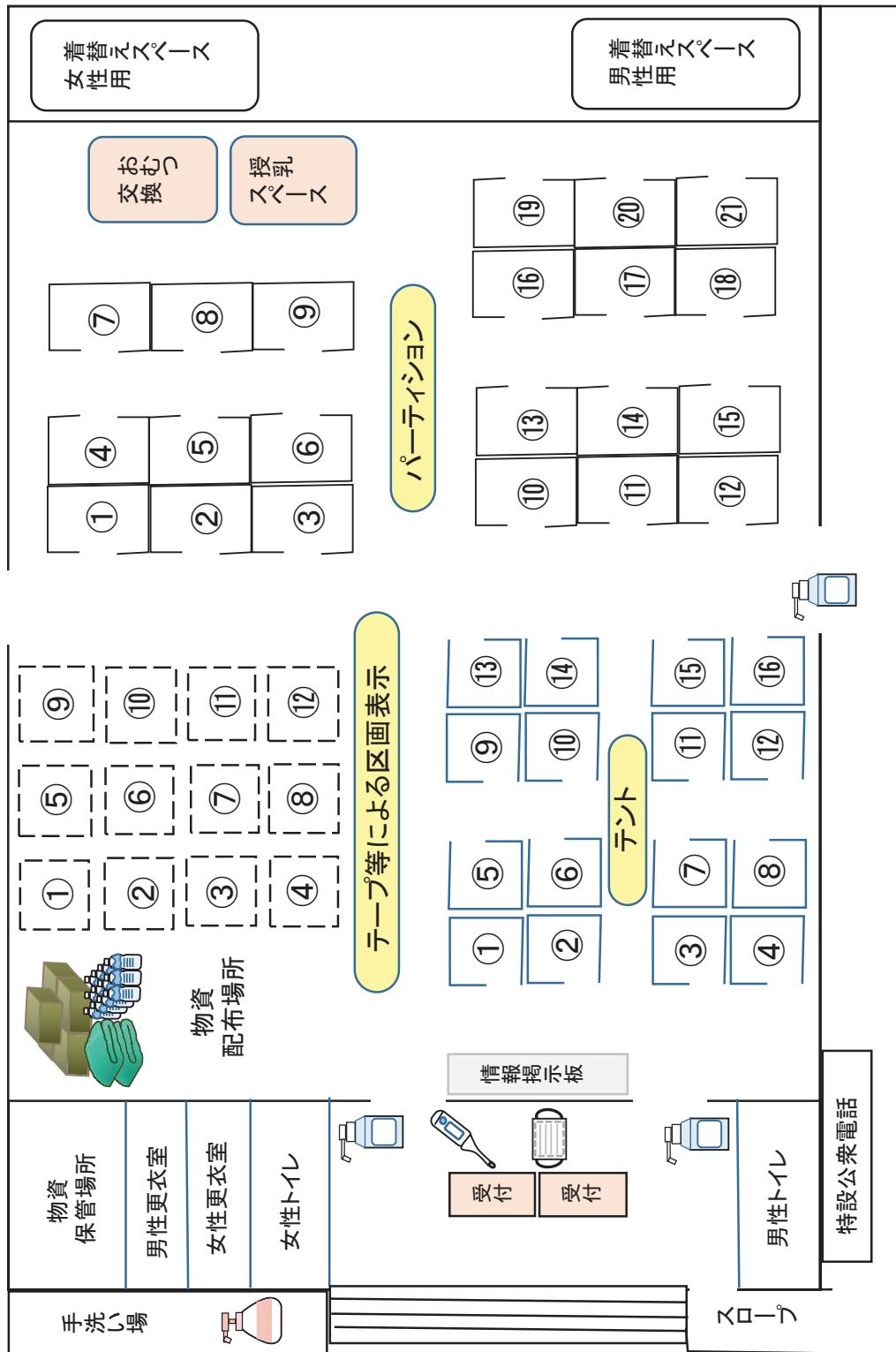
R2. 6. 10
第2版



健康新人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

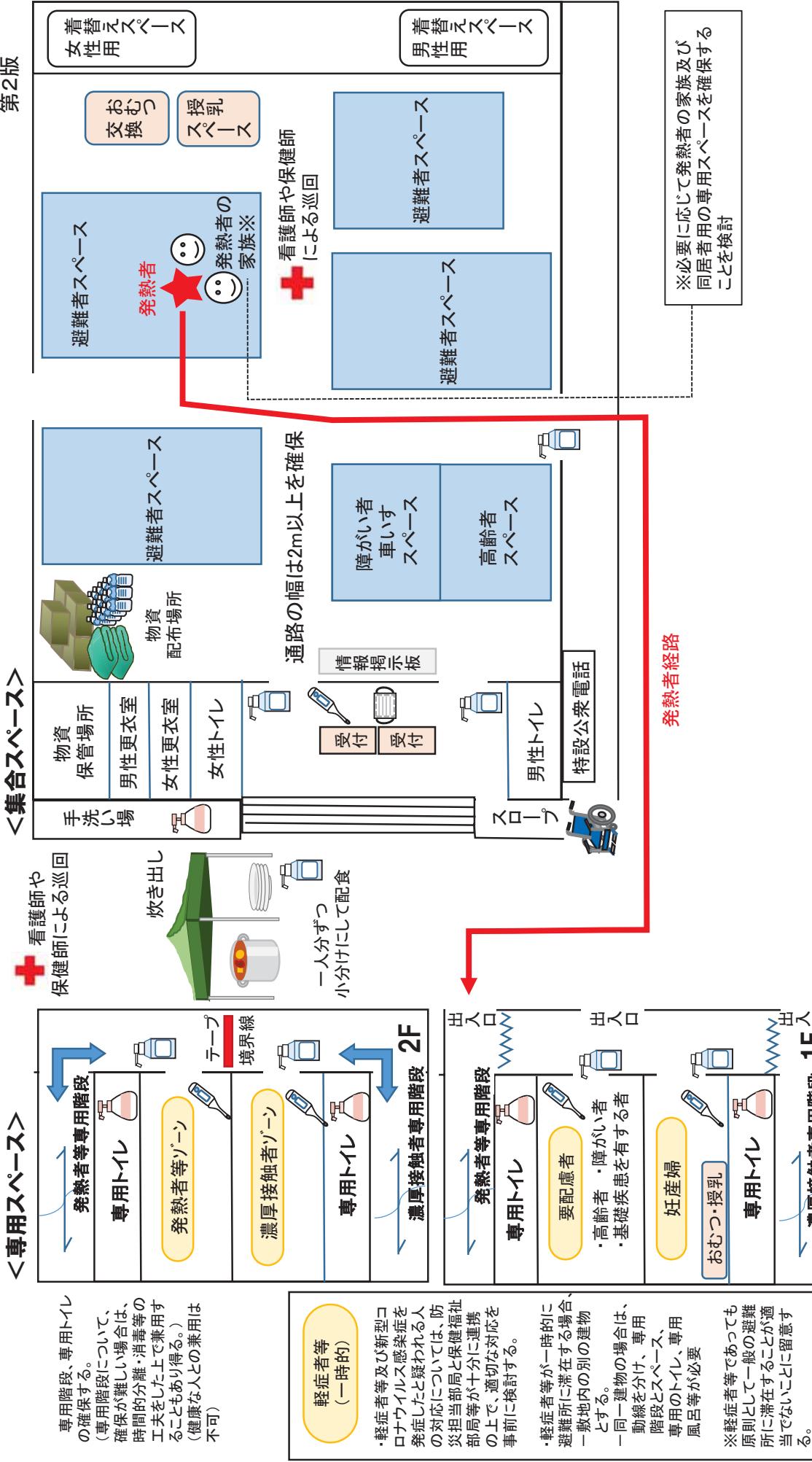
R2.6.10
第2版

- テープ等による区画表示やパーテイション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10
第2版



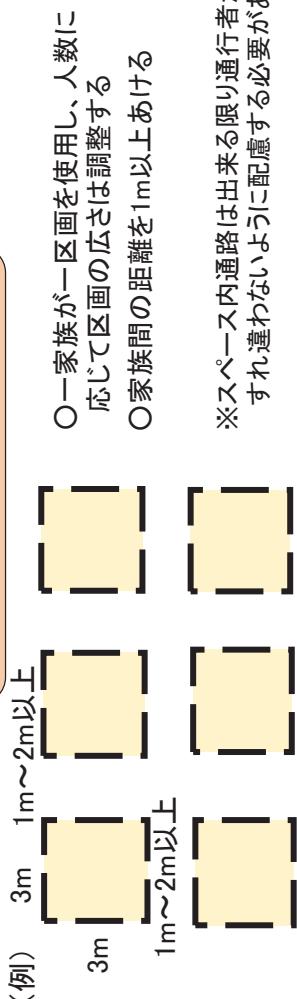
健健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

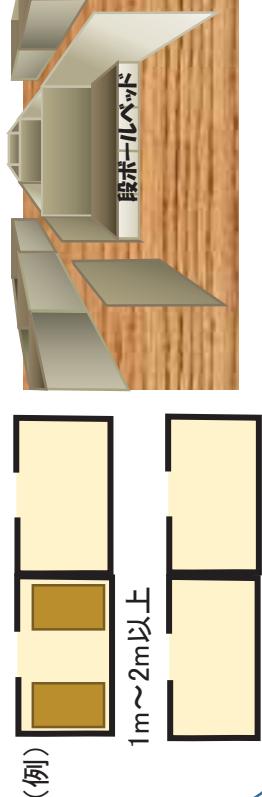
- 体育館のような広い空間において、健健康な人が滞在するスペースとしては、以下のようないふだんが考えられる。
○ 感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーテーションやテントを用いることが望ましい。

- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有の人・障がい者・妊娠婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

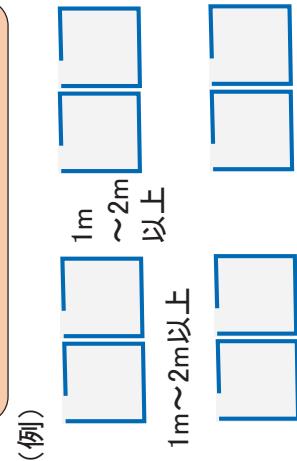
テープ等による区画表示



- パーテーションを利用した場合
○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



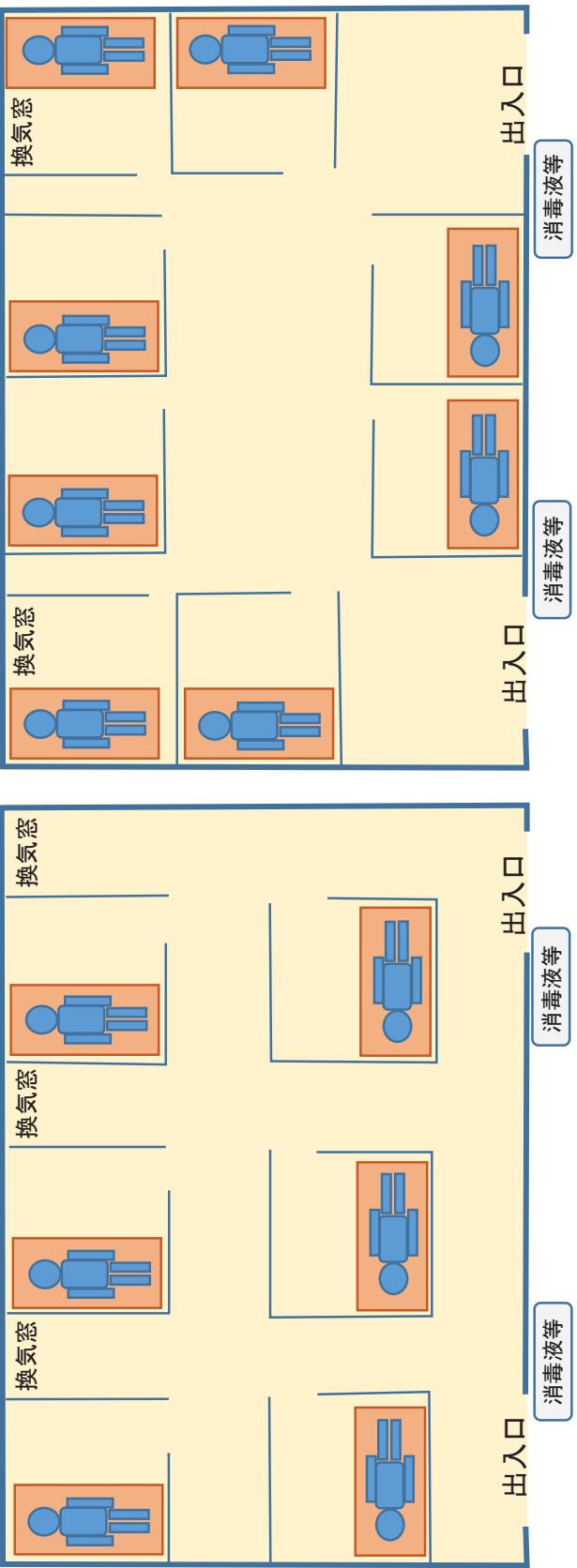
- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただきたいことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人ととの距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊娠婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接觸者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。